別紙

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　土木部長　様

○○○○部局長

建設工事低入札価格調査制度事務処理の委任について

　下記の案件について、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第１ただし書の規定による委任及び当該入札の実施を依頼したいので、よろしくお願いします。

記

１　工事名及び工事番号

２　入札実施希望時期

注　１　入札実施まで依頼しない場合には、本文記載からその旨省略する。

　　２　入札実施希望時期は、希望する月の上旬、中旬、下旬のいずれかを記載する。

様式１（入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している場合の失格）

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高知県知事

入札失格通知書

下記の工事の入札について、あなたは、入札参加申請時に一般競争入札参加資格確認申請書において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を受けることを辞退されております。

開札の結果、あなたは調査基準価格を下回る価格で入札されており、失格としたので通知します。

記

１　工事番号

２　工 事 名

様式１（失格調査による失格）

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高知県知事

入札失格通知書

　低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、提出された工事費内訳書を調査の結果、失格基準に該当するため、失格としたので通知します。

記

１　工事番号

２　工 事 名

３　失格基準に該当する見積経費

　　○○費（失格基準相当額○○○○円）

注　１　３の○○費には直接工事費等の失格基準に該当する経費区分を明記するとともに、当該経費区分の失格基準相当額を併せて明記すること。

２　失格調査において、工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しないこと、工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがあること等による失格の場合は、「３　失格の理由」と書き換えて、その理由を明記すること。

様式２（土木部以外の場合）

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　土木政策課長　様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について

下記のとおり低入札調査を行う予定ですので、報告します。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　　　　　　　　工事（　　　　　　　第　　　　　号）

２　工事の概要

３　建設工事低入札価格調査制度による入札の実施年月日

令和　　年　　月　　日

４　低入札調査実施予定

（１）調査対象事業者名

（２）調査実施年月日

令和　　年　　月　　日

注　入札記録を添付すること。

様式２（土木部の場合）

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

土木政策課長　様

各入札実施機関の長

低入札調査の実施について（依頼）

下記のとおり低入札調査が必要となりましたので、調査の実施をお願いします。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　　　　　　　　工事（　　　　　　　第　　　　　号）

２　工事の概要

３　建設工事低入札価格調査制度による入札の実施年月日

令和　　年　　月　　日

４　低入札価格調査該当状況

（１）調査対象事業者名

（２）失格調査実施年月日

令和　　年　　月　　日

（３）添付書類

・入札記録

・調査対象事業者の工事費内訳書写し

注　本書提出前に、第６の２の調査の必要性が生じた時点で直ちに電話連絡すること。

様式３

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

令和　　年　　月　　日に行われた　　　　　　　　　　工事（　　　　　第　　　号）の入札において建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第６の２に規定する低入札者調査対象者となりましたが、今後低入札調査を経て落札決定を受け、工事を適正なものとして施工完成させるため、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　低入札調査の実施に協力すること。

２　工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行わないこと。

３　工事施工経費に不足が生じる場合には自らの負担により補てんし、下請業者や資材納入業者等への圧迫、しわ寄せは行わないこと。

４　工事完成後の下請代金支払状況等実態調査の実施に協力すること。

５　工事完成後は、建設工事請負契約書特記事項に規定の契約不適合責任期間中に年１回の現地確認と報告を行うこと。

注　本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出させること。

様式４

令和　　年　　月　　日

建設工事低入札価格調査制度に基づく調査資料

商号又は名称

代表者職氏名 印

１　積算内容

1. その価格により入札した理由
2. 経費削減が図られた理由

（注）具体的に記入すること。

1. 契約の保証（請負金額の10分の3以上）方法
2. 入札金額に対応する積算内訳書

（注）工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、自社の様式または金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。

（注）積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上げの内容、数量、単価等がわかるものを作成すること。一般管理費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み上げること。

1. 総合工程表

２　技術者就業状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 有資格者氏名 | 区　分 | 現在従事工事名 | 工事場所 | 工期 | 発注機関名 | 請負金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）有資格者とは、建設業許可申請で届け出ている者をいう。

（注）「区分」欄には、「営」（営業所の専任技術者）、「配置」（本工事において届け出る監理技術者又は主任技術者）、「代理」（本工事における現場代理人）、「専任」（本工事における＋１名の専任配置技術者）の別を記入すること。

（注）営業所の専任技術者とは、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有するその他営業所に専任で置かれている技術者をいう。

（注）「発注機関名」欄の発注機関には、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事の発注者として建設業法施行令第27条の13に規定する国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる公共法人その他の法人並びに民間及び下請を含む。

３　工事箇所と事業所、倉庫等との関連

関連施設の名称、所在地等は、別添の地図のとおり。

４　使用する資材（購入部品を含む。）の状況（見積書写は別添のとおり。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種 | 品名（規格・形式） | 数量 | 単位 | 調達方法 | 調達先名 | 調達先との関係 |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）見積書写を添付し、今回の工事で使用する資材とその調達方法等を記入すること。

５　使用する機械の状況（見積書写は別添のとおり。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種 | 機械名（規格・形式） | 台数 | 調達方法 | 調達先名 | 購入先との関係 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）見積書写を添付し、今回の工事で使用する機械とその調達方法等を記入すること。

６　労務者の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種 | 職種 | 予定人員 | 自社・下請・新規雇用 | 労務単価 | 従事時期 |
|  |  |  |  |  |  |

７　下請状況（見積書写は別添のとおり。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種（工事内容） | 下請業者名 | 下請業者の技術者 | 下請予定金額 | 下請業者との関係 |
|  |  |  |  |  |

（注）下請させる場合の内容、第一次下請予定業者名及び下請予定金額を記入すること。

（注）下請予定業者の見積書は、資材単価・数量、労務単価・人役、法定福利費の確認が可能なものを添付すること。

８　過去に施工した公共工事の状況

1. 前年度に完成した公共工事の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注機関名 | 工事名 | 工事場所 | 工期 | 請負金額 | 成績評定 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）高知県が発注した工事を除く。

1. 低入札価格による受注実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注機関名 | 工事名 | 工事場所 | 工期 | 請負金額 | 成績評定 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）過去の低入札価格による受注実績の状況を記入すること。

（注）高知県が発注した工事及び現在施工中の工事を含む。

９　入札価格決定の妥当性

「別紙のとおり。」と記入し、入札価格決定に際しての、組織的意思決定を示す挙証資料（取締役会議事録の写し等）を添付すること。

（注）　本調査資料の作成及び提出にあたっては、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び同取扱いについて通知を熟読のこと。

様式５

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高知県○○部長

建設工事低入札価格調査制度に基づく事情聴取の実施について

令和　　年　　月　　日に入札を行った下記１の工事の低入札調査事情聴取を下記２以下のとおり実施しますので、令和　年　月　日までに誓約書及び低入札価格調査制度に基づく調査資料を提出するとともに、事情聴取当日は代表取締役又はこれに準ずる地位にあたる使用人が出席してください。

記

１　工事番号、工事名

２　調査日時、場所

３　調査事項

（１）積算内容

（２）技術者就業状況

（３）工事箇所と事業所、倉庫等との関連

（４）使用する資材の状況

（５）使用する機械の状況

（６）労務者の状況

（７）下請状況

（８）過去に施工した公共工事の状況

（９）経営状況

（10）信用状態

（11）その他の必要な事項

４　調査担当者

○○部○○課

職・氏名

ＴＥＬ

注　提出資料の提出期限は、開札後３日（閉庁日を含まない。）とする。

様式５の２

令和 　年　 月　 日

高知県知事　様

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　 印

辞退書

令和 年 月 日に行われた　　　　　　 　　　　　　工事（　　　 第　　 号）

の入札において建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第６の２に規定する低入札調査対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該工事の落札者となることを辞退いたします。

様式６

低入札審査表

１　概要

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名・工事番号 |  |
| 工事場所 |  |
| 入札日（事情聴取日） |  |
| 調査対象者  住所・商号 |  |
| 事情聴取に出席した  調査対象者の役職・氏名 |  |
| 調査実施者  所属・氏名 |  |

２　入札記録

３　調査項目の確認内容と結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査項目 | 確認内容 | 結果 |
| １　積算内容 |  |  |
| ２　技術者就業状況 |  |  |
| ３　工事箇所と事業所、倉庫等との関連 |  |  |
| ４　使用する資材の状況 |  |  |
| ５　使用する機械の状況 |  |  |
| ６　労務者の状況 |  |  |
| ７　下請状況 |  |  |
| ８　過去に施工した公共工事の状況 |  |  |
| ９　経営状況 |  |  |
| 10　信用状態 |  |  |
| 11　その他 |  |  |

＊　必要に応じて、調査資料及び事情聴取等により作成した資料を添付する。

４　調査実施者の所見

５　審査会の判断

|  |
| --- |
| □　契約の内容に適合した履行がされると認める。  □　契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。  （理由）  　　　年　月　日　　　　　　　　　　　　　委員長　　　　　　　　　　　印 |

様式６作成時の留意点

第１　調査表及び添付資料にはすべてページを付ける。

第２　「３　調査項目の確認内容と結果」のうち１～８については、「確認内容」欄には当該添付資料のページ番号を記載し、９は「１財務状況」として調査対象者の財務上の問題の有無、「２完成工事高」として直近（年月日を併記のこと。）の調査対象者の完成工事高、「３経審点数（総合点数）」として調査対象者の経審点数及び総合点数（経営事項審査結果通知書の写しを添付）を記載し、10は指名停止の有無、建設業法違反の有無、賃金不払いの有無（いずれも土木政策課（契約担当）及び（建設業振興担当）から確認する。）について記載し、11にはその他特記事項がある場合にはその内容、ない場合には「特になし」と記載する。９～11でも添付資料がある場合にはこれを調査表に添付する。

「結果」欄には、事務局としての「適」又は「否」の判断を記載する。

第３　「４　調査実施者の所見」には、（１）低入札率（入札価格／税抜請負対象金額）、（２）各項目の考察として、ア直接工事費、イ共通仮設費、ウ現場管理費、エ一般管理費についての所見をそれぞれ記載する。

第４　「５　審査会の判断」の後に次の審査参考事項を追加記載する。

１　積算内訳

（１）その価格により入札した理由、（２）経費節減が図られた理由

いずれも、調査対象者からの事情聴取をもとに、事務局が客観的に妥当と判断できる内容について記載する。（調査対象者の主張をそのまま記載するものではない。）

（３）契約の保証（請負金額の10分の３以上）方法

銀行による保証又は保険会社による保証等活用される保証の区分を記載し、（　）書で保証機関の具体名（○○銀行○○支店を予定 等）を併記する。

（４）入札金額に対応する積算内訳書

全体設計書比較表、工事費内訳書比較表、諸経費比較表、歩掛り等比較表、労務・材料単価比較表（いずれも設計金額と調査対象者見積金額を比較できるようにした表）を、調査対象者からの提出資料をもとに別途作成添付し、ここには各資料のページ番号のみ記載する。

（５）総合工程表

調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

２　技術者就業状況

調査対象者作成の一覧表を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

３　工事箇所と事業所、倉庫等の関連

調査対象者作成の地図を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

４　使用する資材の状況、５　使用する機械の状況、６　労務者の状況、７　下請状況について、いずれも調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。下請業者との契約書又はそれに代わるものの写しを提出させる。（入札公告でこの点を明記すること。）

８　過去に施工した公共工事の状況

（１）前年度に完成した公共工事の状況、（２）低入札価格による受注実績について、調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

（３）令和○年度～○年度の高知県発注工事における発注実績及びその工事成績評定として、過去２ヶ年度の資料を土木行政総合情報システムから出力して別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

９　入札価格決定の妥当性

入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の内容については、様式４の（注）にある「取締役会議事録の写し」は例示であり、取締役会議事録でなくても、組織決定の過程を明文化し代表者が相違ない旨を証明したものであれば差し支えない。県外業者で、県内支店長等に契約締結権限の委任が行われている場合には、県内支店限りの挙証資料で差し支えない。ただし、単に「入札価格は会社決定であることを証明する。」といった記載だけでは足らず、会社決定がされるまでの過程（どのような協議を経たか等）の記載がなければならない。

次のとおり記入する。

ア　入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料が提出され、内容的にも妥当な場合

「適当」

イ　入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の提出がない又は内容に不備がある場合

「不適当」（提出がないときは、「提出なし」）

第５　審査会での審査は、調査対象者の施工経費見積に妥当性があり、品質、安全確保がされ粗雑工事となるおそれはないか、下請業者等への圧迫はないか、調査対象者の経営を圧迫する懸念はないかがポイントであり、審査会事務局はこのポイントを外さないようにして、審査、協議に入る前に委員に簡潔な説明を行う。

様式７

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高　知　県　知　事

落札決定通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、調査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。

つきましては、令和　年　月　日までに契約書（案）を提出してください。

（なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。）

記

１　工事番号

２　工 事 名

３　契約担当者

○○事務所○○課

職・氏名

ＴＥＬ

注　１　本通知には、契約書等落札者に手渡す書類一式を同封すること。

２　契約書の提出期限は、落札決定の日から14日以内（閉庁日を含む。）とすること。

３　（　　）は、低入札者である場合に記載すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名

１　品質確保の実効性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの | ６ |  |
| ４　下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの | ６ |  |
| ５　設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの | ６ |  |
| ６　直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ７　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50％未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ４ |  |
| ８　共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの | ４ |  |
| ９　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80％未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ２ |  |
| 10　直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

２　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「２　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

３　施工体制確保の確実性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ４　現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの | ４ |  |
| ５　提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。） | ４ |  |
| ６　契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの | ２ |  |
| ７　提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。） | ２ |  |
| ８　監理技術者又は主任技術者に加えて１名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの | ２ |  |
| ９　現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 10　工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

４　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「４　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式８

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高　知　県　知　事

入札結果通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、令和　　年　　月　　日付けで下記のとおり決定したので、通知します。

入札記録については、入札情報システムで確認してください。

（なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。）

記

１　工事番号

２　工 事 名

３　落札者名

４　落札金額

注　（　　）は、低入札者である場合に記載すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名

１　品質確保の実効性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの | ６ |  |
| ４　下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの | ６ |  |
| ５　設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの | ６ |  |
| ６　直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ７　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50％未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ４ |  |
| ８　共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの | ４ |  |
| ９　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80％未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ２ |  |
| 10　直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

２　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「２　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

３　施工体制確保の確実性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ４　現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの | ４ |  |
| ５　提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。） | ４ |  |
| ６　契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの | ２ |  |
| ７　提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。） | ２ |  |
| ８　監理技術者又は主任技術者に加えて１名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの | ２ |  |
| ９　現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 10　工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

４　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「４　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式９

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高　知　県　知　事

低入札審査失格通知書

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、審査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と決定されたのでお知らせします。

なお、あなたの施工体制評価は、別紙のとおりです。

記

１　入札日時

２　工事番号

３　工 事 名

４　失格理由

注　失格理由は、第７の１又は２のうちの該当項目及びその該当事由を明記すること。

別紙

施工体制評価結果一覧表

業者名

１　品質確保の実効性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの | ６ |  |
| ４　下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの | ６ |  |
| ５　設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの | ６ |  |
| ６　直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ７　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50％未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ４ |  |
| ８　共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの | ４ |  |
| ９　直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80％未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。） | ２ |  |
| 10　直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

２　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「２　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

３　施工体制確保の確実性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減　　点　　評　　価　　項　　目 | 減点指数 | 該当 |
| １　積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの | ６ |  |
| ２　現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの | ６ |  |
| ３　現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの | ４ |  |
| ４　現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの | ４ |  |
| ５　提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。） | ４ |  |
| ６　契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの | ２ |  |
| ７　提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。） | ２ |  |
| ８　監理技術者又は主任技術者に加えて１名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの | ２ |  |
| ９　現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの | ２ |  |
| 10　工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの | ２ |  |
| 減　点　指　数　合　計　及　び　評　価 | Ａ | Ｂ |

　評価　「良」＝減点指数合計０　「可」＝減点指数合計６未満　「不可」＝減点指数合計６以上

４　減点評価項目該当の理由

注　１　減点評価項目のうち、該当する項目の「該当」欄に○を記入すること。

２　「Ａ」欄には該当する減点指数の合計を記入し、「Ｂ」欄には「良」、「可」、「不可」のうち該当する評価を記入すること。

３　「４　減点評価項目該当の理由」には、減点評価項目ごとに該当理由を具体的に記入すること。

様式10

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

様

高　知　県　知　事

入札中止通知書

調査基準価格を下回る入札が行われたため入札結果を保留していた下記工事の入札については、審査の結果すべての低入札者を失格としたので、中止とします。

記

１　工事番号

２　工 事 名

様式11

建設工事低入札価格調査制度に基づく審査結果書（公表用）

１　概要

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名（工事番号） |  |
| 工事場所 |  |
| 入札日（事情聴取日） |  |
| 調査対象者  住所・商号 |  |
| 事情聴取に出席した  調査対象者の役職・氏名 |  |
| 調査実施者  所属・氏名 |  |

２　入札記録

３　調査項目の確認内容と結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査項目 | 確認内容 | 結果 |
| １　積算内容 |  |  |
| ２　技術者就業状況 |  |  |
| ３　工事箇所と事業所、倉庫等との関連 |  |  |
| ４　使用する資材の状況 |  |  |
| ５　使用する機械の状況 |  |  |
| ６　労務者の状況 |  |  |
| ７　下請状況 |  |  |
| ８　過去に施工した公共工事の状況 |  |  |
| ９　経営状況 |  |  |
| 10　信用状態 |  |  |
| 11　その他 |  |  |

４　審査会の判断

|  |
| --- |
| □　契約の内容に適合した履行がされると認める。  □　契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。  （理由）  　　令和　年　月　日 |

様式11作成時の留意点

公表用調査表の記載内容は、低入札審査表（様式６）を基本に次のとおりとする。

３　調査項目の確認内容と結果

１　積算内容

「確認内容」にはＰ２と記載し、２ページの「４　審査会の判断」の後に「５　積算内容」として（１）その価格により入札した理由、（２）経費節減が図られたポイントを様式６から転記する。

（３）契約の保証（請負金額の10分の３以上）方法は、様式６から保証の区分のみ転記する。（（○○銀行○○支店の予定）の保証機関具体名は公表しない。）

２　技術者就業状況　３　工事箇所と事業所、倉庫等の関連

「確認内容」欄には「－」と記載し、資料は添付しない。

４　使用する資材の状況、５　使用する機械の状況、６　労務者の状況

調査対象者作成の資料をそれぞれ添付し、「確認内容」欄に該当ページを記載する。

６　下請状況

「５　積算内容」の後に、下請予定業者について、調査対象者作成資料から工種（工事内容）、下請業者名及び下請業者との関係について転記する。

様式12

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

土木政策課長　様

○○課（室）長

低入札調査の結果について

令和　　年　　月　　日に低入札調査を行った下記工事についての審査結果は、別添のとおりです。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　工事（　　　　　　　　第　　　　号）

２　低入札価格調査制度による入札の実施年月日

令和　　年　　月　　日

注　１　発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

２　公表用の低入札審査表を添付すること。

様式13

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

入札実施機関の長　様

○○課（室）長

低入札調査の結果について

令和　　年　　月　　日に低入札調査を行った下記工事についての審査結果は、別添のとおりです。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　工事（　　　　　　　　第　　　　号）

２　低入札価格調査制度による入札の実施年月日

令和　　年　　月　　日

注　１　発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

２　公表用の低入札審査表を添付すること。

様式14

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

高知県知事 様

商号又は名称

代表者職氏名 印

配置予定技術者の別工事への配置に関する届出書

建設工事低入札価格調査制度適用となり入札結果を保留された下記の工事について、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の配置予定技術者として競争入札に参加し、その工事を落札したことから、技術者を配置することができなくなったので届け出ます。

記

１　工事番号

２　工 事 名

３　入札日

４　入札書記載金額

５　配置予定技術者氏名

＜落札した工事の内容＞

　　発注機関名

　　工事名

　　入札日

　　落札金額

様式15

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

土木政策課長　様

○○課（室）長

建設工事低入札価格調査制度に基づく失格者について（通知）

建設工事低入札価格調査制度により入札結果を保留していた入札について、審査の結果、下記の入札者を失格として落札者としないこととしましたので、低入札価格調査制度事務処理要領第７の３の規定により通知します。

記

１　失格者名及び代表者名

２　工事名及び工事番号

　　　　　　　工事（　　　　　　　　第　　　　号）

３　失格理由

（１）失格該当項目

建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第７の１第　号

（２）失格となった具体的な事由

注　１　発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

２　公表用の低入札審査表を添付すること。

様式16

建設工事低入札価格調査制度に基づく特記事項

１　本契約においては、別添建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）を次のように読み替えるものとする。

（１）第４条関係

第２項中「請負代金額の10分の１以上」を「請負代金額の10分の３以上」に読み替える。

第５項中「請負代金額の10分の１」を「請負代金額の10分の３」に読み替える。

（２）第35条関係

第１項中「請負代金額の10分の４以内」を「請負代金額の10分の２以内」に読み替える。

第２項、第３項は削除する。

第４項、第６項及び第７項中のカッコ書きは削除する。

第４項中「請負金額の10分の４」を「請負代金額の10分の２」に読み替える。

第６項中「請負代金額の10分の５」を「請負代金額の10分の３」に読み替える。

第７項中「請負代金額の10分の５」を「請負代金額の10分の３」に読み替える。

（３）第38条関係

第１項中「請負代金相当額が請負代金額の10分の４（前払金の支払いを受けていない場合にあっては、10分の３）以上の額に達した場合及び10分の８以上の額に達した場合は、それぞれの額の10分の９以内の額の請負代金の支払（この契約において「部分払」という。）を次項から第７項までに定めるところにより請求することができる。ただし、この請求は、工期中２回を超えることができない。」を

「請負代金相当額が請負代金額の10分の３以上の額に達した場合は、請負代金相当額の10分の９以内の額の請負代金の支払（この契約において「部分払」という。）を次項から第８項までに定めるところにより請求しなければならない。ただし、この請求は、工期中毎月１回を超えることができない。」に読み替える。

第３項中「製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。」を「製造工場等にある工場製品（以下この項において「出来形部分等」という。）の確認を発注者に請求しなければならない。この場合においては、受注者は、出来形部分等に相応する請負代金額相当額が請負代金の10分の３以上の額に達したときは、速やかに第１回目の出来形部分等に対する確認を発注者に請求しなければならない。」に読み替える。

第６項の次に、第７項として

「７　部分払の請求の期限は、次に掲げるところによる。

（１）　受注者は、第４項による通知があったときは、通知を受けた日から10日以内に部分払の請求をしなければならない。

（２）　受注者は、第２回目以降の部分払については、前回の部分払の請求をした日から２か月以内（やむを得ない理由があるときは、発注者の承認を得て延長された期間を加えた期間内）に次の部分払の請求をしなければならない。」

を加える。

第７項を第８項とし、同項中「発注者が前項の請求を受けた日から」を「発注者が第６項の請求を受けた日から」に読み替える。

（４）第57条関係

第２項中「請負代金額の10分の１」を「請負代金額の10分の３」に読み替える。

（５）第59条関係

第１項中「引渡しを受けた日から２年以内」を「引渡しを受けた日から４年以内」に読み替える。

　　　　第２項中の設備機器本体等の契約不適合について、「検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで」を「検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から２年が経過する日まで」に読み替える。

２　契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で１名現場に配置しなければならない。

３　契約不適合責任期間中は、受注者において年１回の現地確認を行い、発注者に報告をしなければならない。

様式17

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

土木政策課長　様

○○課（室）長

建設工事低入札価格調査制度適用工事の履行状況について（通知）

建設工事低入札価格調査制度適用により施工された下記工事の履行状況について、別添のとおり低入札価格調査制度審査会に報告したので通知します。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　工事（　　　　　　　　第　　　　号）

２　入札年月日及び予定価格

令和　　年　　月　　日

予定価格　　　　　　円

調査基準価格　　　　円

３　施工業者名

４　契約締結請負金額

　　　　　　　　　　　　円

注　１　別添として、審査会に報告した工事履行状況の報告様式（問題点等をとりまとめた任意様式）を添付すること。

　２　発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

様式18

第　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

土木政策課長　様

○○課（室）長

下請代金支払状況等実態調査の結果について

令和　　年　　月　　日に下請代金支払状況等実態調査を行った下記工事についての調査結果は、別添のとおりです。

記

１　工事名及び工事番号

　　　　　　　工事（　　　　　　　　第　　　　号）

２　入札年月日及び予定価格

令和　　年　　月　　日

予定価格　　　　　　円

調査基準価格　　　　円

３　施工業者名

４　契約締結請負金額

　　　　　　　　　　　　円

注　１　発信者は、審査会事務局を置く課室の長である。

２　公表用の下請代金支払状況等実態調査表を添付すること。（「低入札工事に関する下請代金支払状況等実態調査実施要領」（土木部長通知）を参照。）